平成２２年（フ）第２７号
岐阜県可児市今渡字野市場348―１　タウンコート松葉103号室、住民票上の住所岐阜県加茂郡坂祝町酒倉1170番地７
債務者　髙田　英一
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第６１号
北九州市若松区浜町１丁目８番11号
債務者　武田　由美
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５０号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目８番４―207号
債務者　髙瀬　映子
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８３号
青森市浜館２丁目６番地25
債務者　小島　一之
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８８号
和歌山市西庄294番地の１
債務者　戸田　博之
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５５号
島根県雲南市大東町下阿用85番地１
債務者　新田　京子
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３号
長崎県平戸市大久保町1726　旗松亭優旗寮407、住民票上の住所長崎県平戸市野子町914番地２
債務者　新吉屋智彦
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第８号
長崎県平戸市新町38番地
債務者　石田　俊次
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
長崎県平戸市岩の上町942番地６　シティハイム五番荘202
債務者　山口　正美
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
岐阜県多治見市姫町６丁目１番地の１　市営住宅Ａ棟201号
債務者　三宅　鈴子
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３４号
岐阜県多治見市笠原町4106番地の357
債務者　高橋　年男
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第４４号
岐阜県多治見市笠原町4294番地
債務者　中久保君子
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３６０号
名古屋市緑区鳴海町字宿地147番地の１　ユニーブル第３潮見ケ丘401号
債務者　飯田　聖樹
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９０号
名古屋市緑区神沢３丁目518番地　プチタウン神沢Ｂ棟201号
債務者　大嶋塗装店こと　大嶋　　修
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３２号
大阪市東淀川区豊里４丁目16番22号　梅本文化２階10号
債務者　鈴木　光枝
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７４０号
大阪府門真市大字北島678番地の12
債務者　東部美保子
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８０６号
大阪府豊中市東豊中町６丁目22番43―305号、前住所大阪府豊中市上野東１丁目23番23―203号
債務者　山本　　究
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部